

2020年 10月 21日 株式会社日本政策金融公庫

「令和2年のサンマの不漁により影響を受ける漁業者等の皆さまの相談窓口」 の設置について

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)農林水産事業は、10月20日付けで「令和2年のサンマの不漁により影響を受ける漁業者等の皆さまの相談窓口」を以下のとおり設置しました。この度のサンマの不漁により影響を受けられた漁業者等の皆さまに対し、心からお見舞い申し上げます。

相談窓口	お問い合わせ先		
本店	フリーダ・イヤル	0120-926478	
農林水産事業本部	住所	東京都千代田区大手町1—9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー	

日本公庫は、この度のサンマの不漁により影響を受ける漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

【主な資金制度】

資金名	資金の使いみち (※1)	融資限度額	返済期間 (うち据置期間)
農林漁業 セーフティネット 資金(災害)	災害により被害を受けた 経営の再建に必要な資金	【一般】 600 万円以内 【特認】(※2) 年間経営費等の 6/12 以内	10 年以内 (3年以内)

- ※1 災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「被災証明書」が必要となります。
- ※2 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。